

和歌山県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、和歌山県内に所在する障害福祉サービス施設・事業所等（令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱（令和6年2月8日付け障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙。以下「実施要綱1」という。）4（1）又は令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱（令和6年2月8日付けこ支障第26こども家庭庁支援局長通知別紙。以下「実施要綱2」という。）4（1）に定める障害福祉サービス施設・事業所等。以下「施設・事業所」という。）の福祉・介護職員に対して令和6年2月から同年5月までの間、2%程度（月額平均6,000円相当）の賃金改善を行うために必要な経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付することとし、その交付に関しては、実施要綱1又は実施要綱2及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2 この交付金の交付の対象となる事業は、施設・事業所における福祉・介護職員処遇改善支援事業とする。

(補助対象者)

第3 この交付金の交付の対象者は、和歌山県内に所在する施設・事業所を運営する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者または障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）を運営する者であって、実施要綱1又は実施要綱2のそれぞれ4（1）の要件を満たす者とする。

(賃金改善の要件)

第4 賃金改善は、実施要綱1又は実施要綱2のそれぞれ6に定める要件を満たし、且つ、賃金改善に要した費用は、交付する交付金の総額を上回らなければならない。

(福祉・介護職員処遇改善計画書)

第5 交付金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金処遇改善計画書（以下「計画書」という。）（別紙様式1）を令和6年4月24日までに知事に提出しなければならない。

なお、令和6年4月24日以降に開設等を行う場合は、この限りでない。

2 計画書は法人単位で作成するものとする。

(交付申請)

第6 この交付金の交付の申請は、第5に基づく計画書の提出をもって、申請したものとする。

2 申請金額については、和歌山県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）において、賃金改善実施期間における賃金改善実施月ごとに第7に規定する方法により算定した交付額の合計額とする。

(交付額の算定方法)

第7 この交付金の交付額の算定方法は、実施要綱1又は実施要綱2のそれぞれ5に定めるとおりとする。

(交付決定)

第8 知事は、計画書の提出があったときは、当該計画書の審査により、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

知事は、第6に基づく交付申請を行った事業者に対し、賃金改善実施期間における賃金改善実施月ごとに第7に規定する方法により算定した交付額の合計額を交付決定するものとする。

(交付の条件)

第9 規則第6条の規定により交付金の交付に際し付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告をしてその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、且つ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(交付決定の通知)

第10 規則第7条の規定による決定の通知は、規則第22条の規定により省略する。

(交付金の支払い)

第11 交付金の支払いは、令和6年2月分から同年5月分を合わせて支払うこととする。

(補助金等交付請求書)

第12 規則第16条の規定による補助金等交付請求書は、規則第22条の規定により省略する。

(実績報告)

第13 規則第13条に規定する実績報告を行う際は、次の書類を令和6年11月末日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（別紙様式2）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付金の額の確定)

第14 知事は、実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

(変更の届出)

第15 実施要綱1又は実施要綱2のそれぞれ7（4）に定める変更の届出を行う際は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、計画書等（別紙様式 1）並びに当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容を記載した書類
- (2) 複数の施設・事業所について一括して申請を行う障害福祉サービス事業者等において、当該申請に係る施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合は、計画書等（別紙様式 1）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（特別な事情に係る届出）

第 16 実施要綱 1 又は実施要綱 2 のそれぞれ 7（5）に規定する特別な事情に係る届出を行う際は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る特別な事情に係る届出書（別紙様式 3）を知事に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第 17 知事は、交付金の交付を受ける障害福祉サービス事業者等が次のいずれかに該当する場合は、既に交付された交付金の一部または全部を返還させることができる。

- (1) 実施要綱 1 又は実施要綱 2 に定める交付要件を満たさない場合
- (2) この交付金の額の確定後、過誤調整等により事後的に補助対象期間の総報酬が変動し、交付金の額が確定時を下回った場合
- (3) 虚偽または不正の手段により交付金を受けた場合

（その他）

第 18 この要綱に定めるもののほか、交付金等の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。